

# あきた

## 目次

### 条 例

- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第55号）……………2
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（第56号）……………2
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第57号）……………2

### 規 則

- 秋田市公立大学法人評価委員会条例および秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第52号）……………2
- 秋田公立美術大学入学金等徴収条例の施行期日を定める規則（第53号）……………2
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第54号）……………2
- 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（第55号）……………4
- 秋田市薬事法施行細則の一部を改正する規則（第56号）……………8

### 議 会 規 則

- 秋田市議会議事規則の一部を改正する規則（第1号）……………8

### 訓 令

- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第8号）……………9

### 告 示

- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第260号）……………12
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第261号）……………12
- 平成24年度秋田市文化章および文化功績章受章者の氏名および実績について（第262号）……………12
- 生活保護法による施術者の指定および廃止について（第263号）……………12
- 生活保護法による医療機関の廃止について（第264号）……………13
- 差押調書謄本の公示送達について（第265号）……………13
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第266号）……………13
- 平成24年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第267号）……………13
- 平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第268号）……………13

- 生活保護法による介護機関の指定について（第269号）……………13
- 平成24年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第270号）……………14
- 放置自転車等の撤去および保管について（第271号）……………14
- 平成24年第3期国民健康保険税督促状の公示送達について（第272号）……………14
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第273号）……………14
- 秋田市議会定例会の招集について（第274号）……………14
- 生活保護法第63条に基づく費用返還に係る督促状および同法第78条に基づく費用徴収に係る督促状の公示送達について（第275号）……………14
- 債権差押調書（謄本）の公示送達について（第276号）……………15
- 平成24年度介護保険料納入通知書および平成24年度介護保険料督促状の公示送達について（第277号）……………15
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第278号）……………15
- 住民異動届の取消しについて（第279号）……………15
- 行旅死亡人の取扱について（第280号）……………15

### 教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第15号）……………15

### 選 管 告 示

- 平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第33号）……………16
- 平成24年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第34号）……………16
- 平成24年12月3日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所、および生年月日を記載した書面の縦覧について（第35号）……………16

### 農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第13号）……………16
- 農業委員会総会に追加する案件について（第14号）……………16

### 上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第38号）……………16
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第39号）……………16

### 公 告

- 平成24年度の百日せき、ジフテリア、破傷風および急性灰白髄炎の定期予防接種について……………16
- 開発行為に関する工事の完了について……………18

- インフルエンザ定期予防接種について……………18
- 平成22年度および平成23年度に地籍調査を行った区域の土地の  
地図および簿冊の閲覧について……………18
- インフルエンザ定期予防接種について……………18
- 開発行為に関する工事の完了について……………18
- 農用地利用集積計画の策定について……………19
- 開発行為に関する工事の完了について……………19
- ジフテリア・破傷風・百日せきの三種混合および二種混合の予  
防接種について……………19
- 開発行為に関する工事の完了について……………19
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について  
……………19
- インフルエンザ定期予防接種について……………19

**上下水道局公告**

- 入札参加希望者の公募について……………19
- 入札参加希望者の公募について……………20
- 一般競争入札の執行について……………21
- 入札参加希望者の公募について……………23
- 入札参加希望者の公募について……………24
- 受益者負担金の賦課対象区域について……………25

**日本赤十字社秋田県支部秋田地区公示**

- 日本赤十字社秋田県支部評議員推薦委員候補者の決定について  
(第1号) ……………25

**条 例**

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月30日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第55号**

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成24年6月」を「平成24年12月」に改める。

附則第6項中「平成24年11月30日」を「平成25年4月30日」に改める。

**附 則**

この条例は、平成24年12月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月30日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第56号**

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成3年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成24年6月」を「平成24年12月」に改める。

附則第5項中「平成24年11月30日」を「平成25年4月30日」に改める。

附 則  
この条例は、平成24年12月1日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月30日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第57号**

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「次表の」を「次の表に掲げる」に、「より」を「応じ、」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「議会等又は」を削り、「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

**附 則**

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

**規 則**

秋田市公立大学法人評価委員会条例および秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年11月12日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第52号**

秋田市公立大学法人評価委員会条例および秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市公立大学法人評価委員会条例（平成24年秋田市条例第49号）および秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（平成24年秋田市条例第46号）の施行期日は、平成24年11月12日とする。

秋田公立美術大学入学料等徴収条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成24年11月12日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第53号**

秋田公立美術大学入学料等徴収条例の施行期日を定める規則

秋田公立美術大学入学料等徴収条例（平成24年秋田市条例第50号）の施行期日は、平成24年11月12日とする。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年11月22日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第54号**

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号および第4項第1号中「報償費」の次に「、交際費」を加える。

第73条第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第95条第1項第2号中「非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第160条第2項」を「非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第118条第2項」に改める。

第106条第1項中「2年間」を「2年以内の期間を定めて」に改める。

第109条第1項に次の1号を加える。

- (3) 前2号に定めるもののほか、入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

第111条の見出しを「(予定価格等)」に改め、同条に次の3項を加える。

4 市長は、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、必要があるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合に該当するかどうかについて調査するための基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けることができる。

5 市長は、一般競争入札により工事、製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ、施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格（以下「最低制限価格」という。）を設けることができる。この場合において、最低制限価格は、予定価格の100分の60に相当する額を下らない額とする。

6 市長は、前2項の規定により調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、予定価格調書に記載するものとする。

第116条中「第167条の8第3項」を「第167条の8第4項」に改める。

第126条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の3号を加える。

- (5) 商慣習上契約書を作成しないことが一般的であると認められるとき。
- (6) 災害等により緊急に契約をする必要があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が契約書を作成する必要

がないと認めるとき。

第199条第1項第4号を同項第8号とし、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第2号を同項第6号とし、同項第1号中「建物の」を「前各号に掲げる場合のほか、建物の」に、「土地および」を「、土地および」に改め、「（建物を除く。以下同じ。）」を削り、同号を同項第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地権の設定を目的として、土地および土地の定着物（建物を除く。以下同じ。）を貸し付ける場合 50年
- (2) 借地借家法第23条第1項に規定する事業用定期借地権の設定を目的として、土地および土地の定着物を貸し付ける場合 30年以上50年未満
- (3) 借地借家法第23条第2項に規定する事業用定期借地権の設定を目的として、土地および土地の定着物を貸し付ける場合 10年以上30年未満
- (4) 借地借家法第24条第1項に規定する建物譲渡特約付借地権の設定を目的として、土地および土地の定着物を貸し付ける場合 30年

第199条第2項中「前項の」を「前項第5号から第8号までに規定する」に、「同項の」を「同項第5号から第8号までに規定する」に改める。

第235条第1項を削り、同条第2項中「の各号」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

第235条第1項中「の各号」を削り、「より市長の決定を受けなければ」を「よらなければ」に改め、同条第2項中「市長の決定を受けて」を削り、「取り消さなければ」を「取りやめなければ」に改める。

第237条中「一に」を「いずれかに」に改め、「、市長の決定を受け」を削る。

第238条第2項中「、市長の決定を受け」を削り、同条第5項中「第235条第4項から第6項まで」を「第235条第3項から第5項まで」に改める。

第239条第2項中「、市長の決定を受け」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

執行何に係る合議事項

執行何に係る合議事項

区 分		合 議 先			
		財政担当部長	財政担当課長	契約担当課長	
報償費	物品	500万円以上	200万円以上	全額	
	その他	500万円以上	200万円以上		
需用費	食糧費	20万円以上	10万円以上		
	物品（物品修繕を含む。）	研究、教育および保育用	500万円以上	200万円以上	80万円以上
		その他	500万円以上	200万円以上	全額
	その他	500万円以上	200万円以上		
役務費		500万円以上	200万円以上		
委託料		500万円以上	200万円以上		
使用料及び賃借料		500万円以上	200万円以上		
工事請負費		2,000万円以上	500万円以上		
原材料費	物品	500万円以上	200万円以上	全額	
	その他	500万円以上	200万円以上		
公有財産購入費		500万円以上	200万円以上		

備品購入費	研究、教育および保育用	500万円以上	200万円以上	80万円以上
	その他	500万円以上	200万円以上	全額
負担金、補助及び交付金	対公営企業	全額	全額	
	工事負担金	2,000万円以上	500万円以上	
	その他	200万円以上	100万円以上	
貸付金		200万円以上	全額	
補償、補填及び賠償金		500万円以上	200万円以上	
投資及び出資金	対公営企業	全額	全額	
	その他	200万円以上	全額	
積立金		200万円以上	全額	
寄附金		200万円以上	全額	
繰出金		全額	全額	

備考 秋田市事務決裁規程においてその全額が課長専決事項とされている事項については、合議を要しない。

別表第1の2中

報酬	議員報酬	を
	委員報酬	
	嘱託職員報酬	

報酬

改め、同表役務費の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表委託料の項を削り、同表扶助費の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第4条ならびに」を「第4条、」に改め、「第26条の2」の次に「ならびに児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条」を加え、同表中

複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為に係る各年度の執行伺	を
--------------------------------	---

複数年度にまたがる継続費又は債務負担行為に係る各年度の執行伺	に
長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）	

改める。

別表第2 役務費の項および委託料の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表扶助費の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第4条ならびに」を「第4条、」に改め、「第26条の2」の次に「ならびに児童手当法第4条」を加える。

別表第2の2 役務費の項および委託料の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

別表第2の3中

報酬	議員報酬	を
	委員報酬	
	嘱託職員報酬	

報酬

改める。

別表第2の4中

報酬	議員報酬	を
	委員報酬	
	嘱託職員報酬	

報酬

改める。

別表第2の5中「指令金額」の次に「又は支出しようとする額」を加える。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第116条の改正規定は公布の日から、第95条の改正規定は同年1月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第55号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

(5) 災害補償費	500万円未満	100万円未満	を
(6) 恩給および退職年金		○	
(7) 賃金	200万円未満	50万円未満	
ア 作業員賃金			
イ その他		○	

(5) 災害補償費		○	に、
(6) 恩給および退職年金		○	
(7) 賃金		○	

(13) 委託料	500万円未満	100万円未満	を
(14) 使用料および賃借料			
ア 継続的賃貸借料			○
イ 下水道使用料および工業		○	

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:15%;">用水使用料</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ その他</td> <td>500万円未満</td> <td>100万円未満</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">(13) 委託料</td> <td style="width:15%;">ア 長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">○</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ その他</td> <td>500万円未満</td> <td>100万円未満</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">(14) 使用料および賃借料</td> <td style="width:15%;">ア 継続的賃貸借料（複数年度にまたがる債務負担行為に係るものを除き、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">○</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 下水道使用料および工業用水使用料</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ その他</td> <td>500万円未満</td> <td>100万円未満</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">(19) 負担金、補助および交付金</td> <td style="width:15%;">ア 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく負担金および地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく負担金</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">○</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> </table>		用水使用料						ウ その他	500万円未満	100万円未満			(13) 委託料	ア 長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）			○			イ その他	500万円未満	100万円未満			(14) 使用料および賃借料	ア 継続的賃貸借料（複数年度にまたがる債務負担行為に係るものを除き、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）			○			イ 下水道使用料および工業用水使用料			○			ウ その他	500万円未満	100万円未満			(19) 負担金、補助および交付金	ア 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく負担金および地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく負担金			○		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:15%;">イ その他の負担金</td> <td style="width:15%;">200万円未満</td> <td style="width:15%;">50万円未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 補助金</td> <td>200万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>エ 交付金</td> <td>200万円未満</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">(20) 扶助費</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>(21) 貸付金</td> <td></td> <td>200万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22) 補償、補てんおよび賠償金</td> <td>公共工事に係る補償金</td> <td>500万円未満</td> <td>100万円未満</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">(19) 負担金、補助および交付金</td> <td style="width:15%;">ア 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく負担金および地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく負担金</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">○</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 工事負担金</td> <td>2,000万円未満</td> <td>500万円未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ その他の負担金</td> <td>200万円未満</td> <td>50万円未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>エ 補助金</td> <td>200万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>オ 交付金</td> <td>200万円未満</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">(20) 扶助費</td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%;"></td> <td style="width:15%; text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>(21) 貸付金</td> <td></td> <td>200万円未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(22) 補償、補填および賠償金</td> <td>ア 公共工事に係る補償金</td> <td>500万円未満</td> <td>100万円未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ その他</td> <td>500万円未満</td> <td>100万円未満</td> </tr> </table>		イ その他の負担金	200万円未満	50万円未満		ウ 補助金	200万円未満			エ 交付金	200万円未満		(20) 扶助費			○	(21) 貸付金		200万円未満		(22) 補償、補てんおよび賠償金	公共工事に係る補償金	500万円未満	100万円未満	(19) 負担金、補助および交付金	ア 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく負担金および地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく負担金			○			イ 工事負担金	2,000万円未満	500万円未満				ウ その他の負担金	200万円未満	50万円未満				エ 補助金	200万円未満					オ 交付金	200万円未満				(20) 扶助費			○	(21) 貸付金		200万円未満		(22) 補償、補填および賠償金	ア 公共工事に係る補償金	500万円未満	100万円未満		イ その他	500万円未満	100万円未満
	用水使用料																																																																																																																						
	ウ その他	500万円未満	100万円未満																																																																																																																				
(13) 委託料	ア 長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）			○																																																																																																																			
	イ その他	500万円未満	100万円未満																																																																																																																				
(14) 使用料および賃借料	ア 継続的賃貸借料（複数年度にまたがる債務負担行為に係るものを除き、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）			○																																																																																																																			
	イ 下水道使用料および工業用水使用料			○																																																																																																																			
	ウ その他	500万円未満	100万円未満																																																																																																																				
(19) 負担金、補助および交付金	ア 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく負担金および地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく負担金			○																																																																																																																			
	イ その他の負担金	200万円未満	50万円未満																																																																																																																				
	ウ 補助金	200万円未満																																																																																																																					
	エ 交付金	200万円未満																																																																																																																					
(20) 扶助費			○																																																																																																																				
(21) 貸付金		200万円未満																																																																																																																					
(22) 補償、補てんおよび賠償金	公共工事に係る補償金	500万円未満	100万円未満																																																																																																																				
(19) 負担金、補助および交付金	ア 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく負担金および地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく負担金			○																																																																																																																			
	イ 工事負担金	2,000万円未満	500万円未満																																																																																																																				
	ウ その他の負担金	200万円未満	50万円未満																																																																																																																				
	エ 補助金	200万円未満																																																																																																																					
	オ 交付金	200万円未満																																																																																																																					
(20) 扶助費			○																																																																																																																				
(21) 貸付金		200万円未満																																																																																																																					
(22) 補償、補填および賠償金	ア 公共工事に係る補償金	500万円未満	100万円未満																																																																																																																				
	イ その他	500万円未満	100万円未満																																																																																																																				

に、

に

を

改め、別表第1の4の表を次のように改める。

4 支出命令書に関する事務

事 項	補助執行者	
	教育長	課長、校長 および事務 長
(1) 報酬（教育委員会の委員および月額嘱託の報酬を除く。）		○
(2) 共済費		○
(3) 災害補償費		○
(4) 恩給および退職年金		○
(5) 賃金		○
(6) 報償費	ア 物品	100万円以上 100万円未満

	イ その他	100万円以上	100万円未満
(7) 旅費	ア 教育委員会の委員および課長級以上の職員の出張	○	
	イ その他		○
(8) 交際費			○
(9) 需用費	ア 食糧費	5万円以上	5万円未満
	イ 物品（物品修繕を含む。）	100万円以上	100万円未満
	ウ 光熱水費（別に指定する公共料金を除く。）		○
	エ その他	100万円以上	100万円未満
(10) 役務費	ア 郵便料および電信電話料（別に指定する公共料金を除く。）		○
	イ 保険料のうち自動車損害賠償責任保険料および継続的に加入している保険に係るもの		○
	ウ 診療報酬審査支払手数料および介護報酬審査支払手数料		○
	エ その他	100万円以上	100万円未満
	ア 長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）		○
(11) 委託料	イ その他	100万円以上	100万円未満
	ア 継続的賃貸借料		○
(12) 使用料および賃借料	イ 下水道使用料および工業用水使用料（別に		○

	指定する公共料金を除く。）		
	ウ その他	100万円以上	100万円未満
(13) 工事請負費		500万円以上	500万円未満
(14) 原材料費	ア 物品	100万円以上	100万円未満
	イ その他	100万円以上	100万円未満
(15) 公有財産購入費		100万円以上	100万円未満
(16) 備品購入費		100万円以上	100万円未満
(17) 負担金、補助および交付金	ア 地方公務員等共済組合法に基づく負担金および地方公務員災害補償法に基づく負担金		○
	イ 工事負担金	500万円以上	500万円未満
	ウ その他の負担金	50万円以上	50万円未満
	エ 補助金	○	
	オ 交付金	○	
(18) 扶助費			○
(19) 貸付金		○	
(20) 補償、補填および賠償金	ア 公共工事に係る補償金	100万円以上	100万円未満
	イ その他	100万円以上	100万円未満
(21) 償還金、利子および割引料			○
(22) 投資および出資金		○	
(23) 積立金		○	
(24) 寄附金		○	
(25) 公課費			○
(26) 繰出金			○

別表第1の7の表中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次のように加える。

(9) 債権に係る強制執行等（訴訟手続を除く。）、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止および履行延期の特約等に関すること。	○
---	---

別表第1の7の表中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次のように加える。

(2) 公課の滞納処分、滞納処分の停止および換価の猶予に関すること。	○
------------------------------------	---

別表第2の1の表中

(5) 災害補償費		100万円未満
(6) 恩給および退職年金		○
(7) 賃金	ア 作業員賃金	50万円未満
	イ その他	○

を

(5) 災害補償費	○
(6) 恩給および退職年金	○
(7) 賃金	○

に、

(13) 委託料	100万円未満	
(14) 使用料および賃借料	ア 継続的賃貸借料	○
	イ 下水道使用料および工業用水使用料	○
	ウ その他	100万円未満

を

(13) 委託料	ア 長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）	○
	イ その他	100万円未満
(14) 使用料および賃借料	ア 継続的賃貸借料（複数年度にまたがる債務負担行為に係るものを除き、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）	○
	イ 下水道使用料および工業用水使用料	○
	ウ その他	100万円未満

に、

(19) 負担金、補助および交付金	ア 地方公務員等共済組合法に基づく負担金および地方公務員災害補償法に基づく負担金	○
	イ その他の負担金	50万円未満
(20) 扶助費	○	
(21) 補償、補てんおよび賠償金	公共工事に係る補償金	100万円未満

を

(19) 負担金、補助および交付金	ア 地方公務員等共済組合法に基づく負担金および地方公務員災害補償法に基づく負担金	○
	イ 工事負担金	500万円未満
	ウ その他の負担金	50万円未満
(20) 扶助費	○	
(21) 補償、補填および賠償金	ア 公共工事に係る補償金	100万円未満
	イ その他	100万円未満

に

改め、別表第2の4の表中

(3) 災害補償費	100万円未満	
(4) 恩給および退職年金	○	
(5) 賃金	ア 作業員賃金	50万円未満

を

イ その他	○
-------	---

(3) 災害補償費	○
(4) 恩給および退職年金	○
(5) 賃金	○

に、

(11) 委託料	100万円未満
----------	---------

を

(11) 委託料	ア 長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）	○
	イ その他	100万円未満

に、

(17) 負担金、補助および交付金	ア 地方公務員等共済組合法に基づく負担金および地方公務員災害補償法に基づく負担金	○
	イ その他の負担金	50万円未満
(18) 扶助費	○	
(19) 補償、補てんおよび賠償金	公共工事に係る補償金	100万円未満

を

(17) 負担金、補助および交付金	ア 地方公務員等共済組合法に基づく負担金および地方公務員災害補償法に基づく負担金	○
	イ 工事負担金	500万円未満
	ウ その他の負担金	50万円未満
(18) 扶助費	○	
(19) 補償、補填および賠償金	ア 公共工事に係る補償金	100万円未満
	イ その他	100万円未満

に

改め、別表第2の7の表中第8号を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次のように加える。

(9) 債権に係る強制執行等（訴訟手続を除く。）、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止および履行延期の特約等に関すること。	○
---	---

別表第2の7の表中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次のように加える。

(2) 公課の滞納処分、滞納処分の停止および換価の猶予に関すること。	○
------------------------------------	---

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

秋田市薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年11月22日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市規則第56号**

秋田市薬事法施行細則の一部を改正する規則

秋田市薬事法施行細則（平成9年秋田市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「店舗管理者」を「薬局の管理者等」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第7条第3項の薬局の管理者又は法第28条第3項の店舗管理者は、これらの規定によりその管理する薬局又は店舗以外の場所で業として薬局又は店舗の管理その他薬事に関する実務に従事するため市長の許可を受けようとするときは、管理者兼務許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

第2条第2項中「店舗管理者兼務許可証」を「管理者兼務許可証」に改める。

様式第1号中「店舗管理者兼務許可申請書」を「管理者兼務許可申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「店舗管理者の」を「薬局の管理者（店舗管理者）の」に、「第28条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書（第28条第3項ただし書）」に、「」店舗」を「」薬局（店舗）」に、「店舗等」を「薬局（店舗）等」に改める。

様式第2号中「店舗管理者兼務許可証」を「管理者兼務許可証」に、「店舗管理者の」を「薬局の管理者（店舗管理者）の」に、「第28条第3項ただし書」を「第7条第3項ただし書（第28条第3項ただし書）」に、「店舗等」を「薬局（店舗）等」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**議 会 規 則**

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月30日

秋田市議会議長 小 木 田 喜 美 雄

**秋田市議会規則第1号**

秋田市議会会議規則の一部を改正する規則

秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条中「そなえ、法第115条の2」を「備え、法第115条の3」に改める。

第37条第1項中「第134条」を「第141条」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第161条を第168条とする。

第8章中第160条を第167条とする。

第7章中第159条を第166条とする。

第6章中第158条を第165条とし、第154条から第157条までを7条ずつ繰り下げる。

第153条第2項中「第49条（秘密の保持）第2項又は第106条（秘密の保持）第2項」を「第49条第2項又は第113条第2項」に改め、同条を第160条とする。

第5章中第152条を第159条とし、第144条から第151条までを7条ずつ繰り下げる。

第4章中第143条を第150条とし、第139条から第142条までを7条ずつ繰り下げる。

第3章中第138条を第145条とし、第132条から第137条までを7条ずつ繰り下げる。

第2章第6節中第131条を第138条とし、第121条から第130条までを7条ずつ繰り下げ、同章第5節中第120条を第127条とし、第119条を第126条とし、同章第4節中第118条を第125条とし、第107条から第117条までを7条ずつ繰り下げ、同章第3節中第106条を第113条とし、第105条を第112条とし、同章第2節中第2節中第104条を第111条とし、第88条から第103条までを7条ずつ繰り下げ、同章第1節中第87条を第94条とし、第83条から第86条までを7条ずつ繰り下げる。

第1章第9節中第82条を第89条とし、第79条から第81条までを7条ずつ繰り下げる。

第78条第2項中「速記法によって速記する」を「議長が定める方法により記録する」に改め、同条を第85条とする。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会、参考人

（公聴会開催の手続）

第78条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第79条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由および案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第80条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者およびその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者および反対者がいるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第81条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第82条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第83条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第84条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第81条から第83条までの規定を準用する。別表中「第159条関係」を「第166条関係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 訓 令

**秋田市訓令第8号**

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成24年11月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第15号中「補償、補てんおよび賠償金」を「補償、補填および賠償金」に、「2,000万円未満」を「2,000万円以上」に、「を除く」を「に限る」に改める。

第10条総務部長専決事項の項第6号および都市整備部長専決事項の項第3号中「保留地」を「保留地等」に改める。

第10条の2 所長共通専決事項の項中「所長共通専決事項」を「所長共通専決事項（保健所長を除く。）」に改め、同項第3号中「別表第2の1の表第19号オ」を「別表第2の1の表第19号カ」に改め、同条保健所長専決事項の項に次の1号を加える。

(8) 部長共通専決事項（別表第1第15号の専決事項を除く。）に関すること。

第11条管財課長専決事項の項第3号中「保留地」を「保留地等」に改める。

第12条病院長専決事項の項第8号中「別表第2の1の表第5号、第8号イ」を「別表第2の1の表第8号イ」に、「第14号イ」を「第14号ウ」に、「2,000万円未満」を「3,000万円未満」に改め、同項第11号を削る。

第13条第1号中「第7号イ」を「第7号」に改める。

別表第2の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 執行伺および支出負担行為に関する専決区分

専 決 事 項		決 裁 権 者		
		副 市 長	部 長	課 長
(1) 報酬				○
(2) 給料				○
(3) 手当				○
(4) 共済費				○
(5) 災害補償費				○
(6) 恩給および退職年金				○
(7) 賃金				○
(8) 報償費	ア 物品	500万円以上	500万円未満	100万円未満
	イ その他	500万円以上	500万円未満	100万円未満
(9) 旅費	ア 会計管理者および部長級の出張	○		
	イ 次長および課長級の出張		○	
	ウ その他			○
(10) 交際費	ア 市長および副市長に係るもの	○		
	イ その他		○	
(11) 需用費	ア 食糧費	50万円未満	20万円未満	5万円未満
	イ 物品（物品修繕を含む。）	500万円以上	500万円未満	100万円未満
	ウ 光熱水費			○
	エ その他	500万円以上	500万円未満	100万円未満
(12) 役務費	ア 郵便料および電信電話料			○
	イ 保険料のうち自動車損害賠償責任保険料および継続的に加入している保険に係るもの			○
	ウ 診療報酬審査支払手数料および介護報酬審査支払手数料			○
	エ その他	500万円以上	500万円未満	100万円未満
(13) 委託料	ア 長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）			○
	イ その他	3,000万円未満	500万円未満	100万円未満
(14) 使用料および賃借料	ア 継続的賃貸借料（複数年度にまたがる債務負担行為に係るものを除き、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）			○
	イ 下水道使用料および工業用水使用料			○
	ウ その他	3,000万円未満	500万円未満	100万円未満
(15) 工事請負費		1億円未満	2,000万円未満	500万円未満

(16) 原材料費	ア 物品	500万円以上	500万円未満	100万円未満
	イ その他	500万円以上	500万円未満	100万円未満
(17) 公有財産購入費		2,000万円未満	500万円未満	100万円未満
(18) 備品購入費		2,000万円未満	500万円未満	100万円未満
(19) 負担金、補助および交付金	ア 国民健康保険事業会計における保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金および共同安定化事業拠出金			○
	イ 介護保険事業会計における保険給付費			○
	ウ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療広域連合に係る負担金および納付金			○
	エ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく負担金および地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく負担金			○
	オ 工事負担金	1億円未満	2,000万円未満	500万円未満
	カ その他の負担金	500万円未満	200万円未満	50万円未満
	キ 補助金	500万円未満	200万円未満	
	ク 交付金	500万円未満	200万円未満	
(20) 扶助費				○
(21) 貸付金		500万円未満	200万円未満	
(22) 補償、補填および賠償金	ア 公共工事に係る補償金	2,000万円未満	500万円未満	100万円未満
	イ その他	500万円以上	500万円未満	100万円未満
(23) 償還金、利子および割引料	ア 市債の繰上償還	○		
	イ その他			○
(24) 投資および出資金		500万円未満	200万円未満	
(25) 積立金		500万円未満	200万円未満	
(26) 寄附金		500万円未満	200万円未満	
(27) 公課費				○
(28) 繰出金			○	

別表第2の4の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 支出命令書に関する専決区分

専 決 事 項	決 裁 権 者		
	副 市 長	部 長	課 長
(1) 報酬（議員報酬、委員報酬（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員および農業委員会の委員の報酬をいう。）および月額嘱託の報酬を除く。）			○
(2) 共済費			○
(3) 災害補償費			○
(4) 恩給および退職年金			○
(5) 賃金			○
(6) 報償費	ア 物品	100万円以上	100万円未満
	イ その他	100万円以上	100万円未満
(7) 旅費	ア 市長、副市長、会計管理者および部長級の出張	○	
	イ その他		○
(8) 交際費	ア 市長および副市長に係るもの	○	
	イ その他		○
(9) 需用費	ア 食糧費	5万円以上	5万円未満
	イ 物品（物品修繕を含む。）	100万円以上	100万円未満
	ウ 光熱水費（別に指定する公共料金を除く。）		○

	エ その他		100万円以上	100万円未満
(10) 役務費	ア 郵便料および電信電話料（別に指定する公共料金を除く。）			○
	イ 保険料のうち自動車損害賠償責任保険料および継続的に加入している保険に係るもの			○
	ウ 診療報酬審査支払手数料および介護報酬審査支払手数料			○
	エ その他		100万円以上	100万円未満
(11) 委託料	ア 長期継続契約によるもの（契約を締結した日の属する年度の翌年度以降に係るものに限る。）			○
	イ その他		100万円以上	100万円未満
(12) 使用料および賃借料	ア 継続的賃貸借料			○
	イ 下水道使用料および工業用水使用料（別に指定する公共料金を除く。）			○
	ウ その他		100万円以上	100万円未満
(13) 工事請負費			500万円以上	500万円未満
(14) 原材料費	ア 物品		100万円以上	100万円未満
	イ その他		100万円以上	100万円未満
(15) 公有財産購入費			100万円以上	100万円未満
(16) 備品購入費			100万円以上	100万円未満
(17) 負担金、補助および交付金	ア 国民健康保険事業会計における保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金および共同安定化事業拠出金			○
	イ 介護保険事業会計における保険給付費			○
	ウ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療広域連合に係る負担金および納付金			○
	エ 地方公務員等共済組合法に基づく負担金および地方公務員災害補償法に基づく負担金			○
	オ 工事負担金		500万円以上	500万円未満
	カ その他の負担金		50万円以上	50万円未満
	キ 補助金		○	
	ク 交付金		○	
(18) 扶助費				○
(19) 貸付金			○	
(20) 補償、補填および賠償金	ア 公共工事に係る補償金		100万円以上	100万円未満
	イ その他		100万円以上	100万円未満
(21) 償還金、利子および割引料	ア 市債の繰上償還		○	
	イ その他			○
(22) 投資および出資金			○	
(23) 積立金			○	
(24) 寄附金			○	
(25) 公課費				○
(26) 繰出金				○
別表第2の6の表第1号中「保留地」を「保留地等」に改める。   第8号を第10号とし、同号の前に次のように加える。 別表第2の7の表中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、				
(9) 債権に係る強制執行等（訴訟手続を除く。）、履行期限の繰上げ、債権の申出等、徴収停止および履行延期の特約等に関すること。				○

別表第2の7の表中第7号を第8号とし、第2号から第6号ま

でを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次のように加える。

(2) 公課の滞納処分、滞納処分の停止および換価の猶予に関すること。			○
------------------------------------	--	--	---

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および

第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

平成24年11月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
医療法人久幸会	グループホーム保戸野	秋田市保戸野中町317番地1	平成24年11月1日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第261号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成24年11月5日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	区 域	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	中央市場 西24号線	秋田市外旭川字鳥谷場256番地先 秋田市外旭川字鳥谷場254番地先	295.2	4.0 ～ 6.0
	新	中央市場 西24号線	秋田市外旭川字鳥谷場256番地先 秋田市外旭川字鳥谷場254番地先	278	5.3 ～ 6.0
市道	旧	中央市場 西自歩道6号線	秋田市外旭川字鳥谷場311番地先 秋田市外旭川字鳥谷場164番地先	373.1	3.7 ～ 6.3
	新	中央市場 西自歩道6号線	秋田市外旭川字鳥谷場311番地先 秋田市外旭川字鳥谷場164番地先	358	2.5 ～ 6.3

2 区域決定および供用開始の期日

平成24年11月5日

3 縦覧期間

平成24年11月5日から同月19日まで

秋田市文化章

津 雲 優

長年にわたり本市小中学校のイメージソングの作曲を数多く手がけるとともに作曲を通じた音楽指導に尽力するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化功績章

秋田市民憲章推進協議会

長年にわたり秋田市民憲章の目指す望ましいまちづくりやひとづくりのために尽力するなど市民協働推進の要として本市文化行政の発展に貢献した。

秋田市告示第262号

秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した平成24年度秋田市文化章および文化功績章受章者の氏名および事績を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

平成24年11月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

工 藤 一 紘

長年にわたり民俗芸能の伝承や石井露月の研究に精力的に取り組む活発にかつ幅広く地域に根差した活動をするなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示す

る。

平成24年11月 8 日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
伊藤 光枝	あけぼの治療院	秋田市広面字推子103番地16	平成24年11月 1 日

2 廃止

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止年月日
伊藤 光枝	秋田マッサージセンター	秋田市土崎港西二丁目 9 番 3 号	平成22年 2 月 7 日

秋田市告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年11月 8 日

秋田市長 穂 積 志

廃止

名 称	所 在 地	廃 止年月日
内山内科胃腸科医 院	秋田市大住三丁目 3 番47号	平成24年10月15日
花田胃腸科内科医 院	秋田市旭南三丁目 7 番47号	平成24年10月17日
本 間 医 院	秋田市山王中園町 3 番14号	平成24年10月31日

秋田市告示第265号

次の差押調書謄本は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年11月 9 日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市泉北四丁目 3 番27号

ワンルーム26 I 207号

針金屋 亘

2 送達する書類名

差押調書謄本 1通

秋田市告示第266号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成24年11月 9 日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新年月日
第113号	サン薬局	秋田市飯島飯田一丁目 1 番 1 号	平成24年12月 1 日
第116号	マルナカ薬局	秋田市中通二丁目 1 番36号	

秋田市告示第267号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年11月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成24年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第268号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年11月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成24年11月14日

秋田市長 穂 積 志

指定

名 称	所 在 地	指 定年月日
居 宅 介 護 アン・サン・ブル	秋田市土崎港西三丁目 8 番16号プラテアM102号室	平成24年10月 1 日
訪 問 介 護 アン・サン・ブル	秋田市土崎港西三丁目 8 番16号プラテアM102号室	平成24年10月 1 日
つつみ整形外科	秋田市寺内堂ノ沢三丁目 8 番24号	平成24年10月 1 日

レ ッ ツ 倶 楽 部 秋 田 八 橋	秋田市八橋本町六丁目9番 10号	平成24年 10月1日
調 剤 薬 局 ツルハドラッグ 秋 田 広 面 北 店	秋田市広面字蓮沼94番地1	平成24年 11月1日

**秋田市告示第270号**

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年11月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
氏名 酒井 榮一  
住所 秋田市榎山愛宕下11番40号 コーポ青葉1号
- 2 送達する書類  
平成24年度後期高齢者医療保険料納入通知書

**秋田市告示第271号**

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成24年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 22台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 24台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
平成24年10月1日から同月31日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成24年11月29日から平成25年5月29日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

**秋田市告示第272号**

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年11月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成24年度第3期国民健康保険税督促状

**秋田市告示第273号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成24年11月21日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
エーピー福祉株式会社	仁井田福祉センター	秋田市仁井田字切上240番地1	平成24年11月15日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
有限会社うめの木園	ケアプランセンター花はな	秋田市添川字添川170番地7	平成24年11月15日	居宅介護支援

**秋田市告示第274号**

平成24年11月30日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。  
平成24年11月22日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市告示第275号**

次の通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項および地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該通知書は、福祉保健部保護第一課に保管し、送達を

受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。  
平成24年11月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
生活保護法第63条に基づく費用返還に係る督促状および同法  
第78条に基づく費用徴収に係る督促状

秋田市告示第276号

次の債権差押調書（謄本）は、事業所が明らかでなく、また代表者の居所も不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該債権差押調書（謄本）は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。  
平成24年11月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
秋田市新屋沖田町4-2  
有限会社 アズメディア
- 2 送達する書類名  
債権差押調書（謄本）1通

秋田市告示第277号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年11月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成24年度介護保険料納入通知書  
平成24年度介護保険料督促状

秋田市告示第278号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成24年11月29日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する 障害分野
阿部 早苗	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害
神 大介	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害

早川 真弘	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害
-------	-------------	----	------

秋田市告示第279号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第23条（転居届）に基づく平成24年9月11日付けの住民異動届は、本人の居住の事実のない虚偽の届出であることが判明したので、これを取り消すこととし、交付した住民票の写しおよび印鑑登録証明書を無効とする。

平成24年11月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 取消しをする転居届
  - (1) 住 所 秋田市外旭川字柵ノ目186番地1
  - (2) 氏 名 土佐 佳宏
  - (3) 生年月日 昭和54年1月15日
- 2 無効とする住民票の写しおよび印鑑登録証明書  
平成24年9月11日から同年11月21日まで交付された全てのもの

秋田市告示第280号

平成24年11月22日、行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成24年11月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名  
不詳
- 2 性別  
男性
- 3 人相、体格、特徴等  
身長158センチ、上下青緑色カッパ、灰色作業衣、ベージュ色キャップ帽、灰色靴下、黒色スニーカーを着用
- 4 発見年月日  
平成24年11月20日
- 5 死亡場所又は発見場所  
秋田市柳田字鳥越68番地の山林
- 6 死亡年月日  
平成24年10月
- 7 処置  
平成24年11月22日まで秋田東警察署で調査したが、身元が判明しないため、同日に死体を引き取り、同日午後3時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。
- 8 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話番号 018-866-2090

教 委 告 示

秋田市教委告示第15号

平成24年11月22日午後3時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成24年11月19日

秋田市教育委員会

委員長 米 本 か お り

付議案件  
平成25年度教職員人事異動方針について

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第33号

平成24年12月16日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

平成24年11月27日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 菅 原 弘 夫  
(次のよう略)

### 秋市選管告示第34号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成24年12月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成24年11月29日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 期間 平成24年12月3日から同月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

### 秋市選管告示第35号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づき、平成24年12月3日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のとおり定めたので、同法第23条第2項の規定により告示する。

平成24年11月30日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 期間 平成24年12月4日  
午前8時30分から午後5時まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号  
秋田市選挙管理委員会事務局

## 農 委 告 示

### 秋田市農委告示第13号

平成24年11月16日午後2時秋田市河辺市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成24年11月9日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）

- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 3 農用地利用集積計画（平成24年度第8号）に関する件

### 秋田市農委告示第14号

平成24年11月16日午後2時に招集する秋田市農業委員会総会に、次の案件を追加する。

平成24年11月13日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

競（公）売等適格証明申請に関する件

## 上下水道局告示

### 秋田市上下水道局告示第38号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成24年11月29日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
菅原商工	菅原 広治	潟上市昭和久保字北野蓮沼前山44番地8

- 2 指定年月日

平成24年11月26日

### 秋田市上下水道局告示第39号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成24年11月29日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
菅原商工	菅原 広治	潟上市昭和久保字北野蓮沼前山44番地8

- 2 指定年月日

平成24年11月26日

## 公 告

### 秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき実施する平成24年度の百日せき、ジフテリア、破傷風および急性灰白髄炎の定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種の種類  
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンの定期予防接種
- 2 予防接種の対象者の範囲  
生後3月から90月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を行う期間  
平成24年11月1日から平成25年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日
- 4 予防接種を行う場所および接種協力医師 別表のとおり
- 5 予防接種の接種方法および回数  
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎および破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用し、初回接種については20日から56日までの間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後6か月以上の間隔を置いて1回皮下に注射するものとし、摂取量は毎回0.5ミリリットルとする。
- 6 予防接種の対象者から除かれる者
  - (1) 当該疾病にかかっている者又はかかったことのある者
  - (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
  - (3) 明らかな発熱を呈している者
  - (4) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (5) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
  - (6) 麻疹、風しん、おたふくかぜ、水痘、BCGおよびロタウイルスの予防接種を受けた後27日以上の間隔をおいていない者
  - (7) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔をおいていない者
  - (8) 輸血やガンマグロブリンの投与後3月（大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6月）を経ている者
  - (9) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 7 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
  - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
  - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者
  - (3) 過去にけいれんの既往のある者
  - (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
  - (5) 接種しようとする接種液の成分（抗生物質）に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- 8 予防接種料金 無料

別表

医療機関名	所在地	医師名
秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	小松 真紀
		畑澤 千秋
		畑澤 孝子
		伊藤 忠彦
		木下 さやか
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地1	伊藤 卓洋
		木村 滋
		後藤 良治

		田村 真通
		村田 雅彦
		佐藤 陽子
		太田 翔三
		伊藤 誠人
		山田 俊介
		木村 明英
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	小泉ひろみ
		武田 修
		石田 和子
		米山 法子
		高橋 まや
中通総合病院	秋田市南通みその町3番15号	市川 喜一
		渡辺 新
		平山 雅士
秋田駅前内科外科クリニック	秋田市千秋久保田町3番15号 三宅ビル2F	平井 大士
		吉田 節朗
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	石田 明
いなば内科胃腸科クリニック	秋田市外旭川字待合14番地3	稲葉 宏次
今村記念クリニック	秋田市下新城長岡字毛無谷地265番地	後藤 敦子
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1	岩崎 斉
えのきこどもクリニック	秋田市八橋田五郎二丁目13番18号	榎 正行
		榎 真美子
大野小児科医院	秋田市南通築地2番15号	大野 忠
		大野 忠行
おのざき小児科医院	秋田市土崎港中央三丁目3番30号	小野崎通彦
おのぼ高橋小児科クリニック	秋田市仁井田字中新田78番地	高橋 康
加賀谷こども医院	秋田市御野場新町四丁目7番22号	小松 偉子
		小松 和男
かがや内科医院	秋田市旭川南町13番18号	加賀谷 学
金子医院	秋田市土崎港中央六丁目3番18号	金子ミサヲ
木村内科クリニック	秋田市新屋田尻沢東町10番5号	木村 衛
御所野ひかりクリニック	秋田市仁井田字横山260番地1	勝田 光明
		勝田麻理子
こどものクリニック	秋田市泉中央五丁目19番18号	佐々木剛一
小林胃腸科内科	秋田市八橋田五郎二丁目11番9号	小林謙太郎
さくら小児科医院	秋田市桜一丁目1番11号	荘司 裕
		荘司 靖子
澤口医院	秋田市八橋三和町14番6号	澤口 博
サンククリニック	秋田市土崎港中央四丁目8番10号	肥田野文夫
島田クリニック	秋田市川元山下町7番21号	島田 堅一
下浜診療所	秋田市下浜羽川字下山48番地132	木村 康徳

すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	鈴木 裕之
		鈴木 雪子
外旭川サテライトクリニック	秋田市外旭川字中谷地46番地	苗村 双葉
たかはしこどもクリニック	秋田市將軍野青山町4番47号	高橋 郁夫
田近医院	秋田市河辺北野田高屋字上前田表76番地1	田近 武彦
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	土田 蓉子
とおる内科医院	秋田市御所野地藏田二丁目1番3号2	高橋 徹
にしのみやこども医院	秋田市広面字蓮沼21番地5	西宮 藤彦
橋本愛隣医院	秋田市広面字近藤堰越78番地1	橋本 禎嗣
濱島医院	秋田市保戸野すわ町15番20号	濱島 由紀
はらだ小児科医院	秋田市山王中園町2番16号	原田 健二
広面ファミリークリニック	秋田市広面字土手下52番地2	石川 正道
福島内科医院	秋田市南通宮田15番46号	福島 幸隆
本間医院	秋田市山王中園町3番14号	本間真紀子
三浦小児科・内科医院	秋田市新屋勝平町2番25号	三浦 靖徳
湊小児科医院	秋田市中通五丁目7番34号	湊 元志
森川内科・呼吸器科クリニック	秋田市新屋表町3番18号	森川 昌利
やすおか小児科医院	秋田市保戸野千代田町14番9号	安岡 健二
山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号	山岸 逸郎
わたぬき小児科医院	秋田市広面字谷地田33番地3	綿貫 桃代

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成24年7月11日付け秋田市指令第3049号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市泉中央二丁目8番9号  
株式会社リングス秋田  
代表取締役 千田 芳幸
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市土崎港北六丁目27番35、27番36、27番110、27番138および53番8

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月12日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
秋 山 まり子	秋田市新屋元町21番10号 秋山皮膚科医院
村 田 純 治	秋田市土崎港中央一丁目21番36号 健生クリニック

秋田市公告

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第3条第1項第4号の規定に基づき、平成22年度および平成23年度に地籍調査を行った区域の土地について、地図および簿冊を作成したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

平成24年11月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った区域 秋田市雄和平尾鳥字広面、藤森および長滝の各一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図・地籍簿（案）
- 3 閲覧期間 平成24年11月15日から同年12月4日まで20日間、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く毎日。ただし、出張閲覧は11月25日（日）に行うこととする。
- 4 閲覧時間（出張閲覧を除く。） 午前9時から午後5時まで
- 5 閲覧場所 河辺市民サービスセンター2階 大会議室
- 6 出張閲覧場所 秋田市雄和平尾鳥字善知鳥 善知鳥会館 平成24年11月25日（日）午前9時から午後3時まで
- 7 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。  
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 地図は、平成22年度地籍調査分は平成22年10月測量および平成23年度地籍調査分は平成23年度10月測量。簿冊は、平成24年10月29日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月16日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
石 川 博 補 藤 岡 優 樹 高 橋 香 奈	秋田市飯島西袋一丁目1番1号 秋田組合総合病院

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成24年9月4日付け秋田市指令第3648号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市牛島東六丁目5番2号

若村 大輔

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市土崎港相染町字沼端20番1、21番1、21番4、21番5、21番6、21番7および21番8

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年11月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成24年8月29日付け秋田市指令第3621号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市新屋豊町3番48号  
株式会社 秋田フードセンター  
代表取締役 齋藤 一郎
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市土崎港北三丁目79番1、80番1、80番2、80番3、83番1、85番1、86番、88番2、90番1、90番2、91番1、91番3、93番、94番3、96番1、97番1、83番1地先道路、85番1地先道路および94番3地先水路

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア・破傷風・百日せきの三種混合および二種混合の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月26日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
稲 葉 宏 次	いなば内科胃腸科クリニック 秋田市外旭川字待合14番地3

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成24年9月14日付け秋田市指令第4020号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名

大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号

積水ハウス株式会社

代表取締役 阿 部 俊 則

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市広面字釣瓶町134番、135番、136番、137番、145番および145番地先水路

秋田市公告

秋田県収用委員会から土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第3項の規定に基づく通知があったので、同施行令第5条第4項の規定に基づき公告する。

平成24年11月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事件名  
県道秋田天王線改築工事（秋田県秋田市下新城野字琵琶沼地内）及びこれに伴う一般国道7号交差点工事に係る土地収用事件
- 2 書類の名称  
平成24年11月21日付け秋収委-122「裁決書」
- 3 通知を受けるべき者  
住所不明  
秋田県秋田市下新城野字琵琶沼323番3の全部事項証明書表題部  
所有者欄の名義人 中田 才治 外21名
- 4 公示送達に係る掲示および掲載の事実  
(1) 掲示されている場所 秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）  
(2) 掲示を始めた年月日 平成24年11月30日  
(3) 掲載される公報 平成24年11月30日付けの秋田県公報

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月30日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
工 藤 香 里	かおりレディスクリニック 秋田市八橋三和町5番2号
豊 田 堯	秋田東病院 秋田市山内字丸木橋167番地3
平 井 大 士	中通総合病院 秋田市南通みその町3番15号

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年11月2日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 箇 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第29号 雄物大橋専用橋配水管および秋田南大橋配水管重防食修繕	秋田市新屋町字三ツ小屋・新屋町字新町後地先（雄物大橋）	平成25年 3月22日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課に一般塗装工事で登録していること。 ② 水道管の重防食施工の実績があること（元請、下請は問わない。）。 （基本的要件については、別に記載）
	秋田市豊岩石田坂字上野地先（秋田南大橋）		

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年11月14日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年11月19日(月)
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
  - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年11月13日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成24年11月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は、平成24年11月2日(金)から同月13日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
  - (1) 落札候補者は、平成24年11月14日(水)から同月15日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
    - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
    - イ 施工実績調書（様式4）および契約書等の写し
    - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
  - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
  - (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
  - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申請書は、返却しない。
  - (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成24年11月16日  
秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第31号 豊岩取水場制御設備修繕	秋田市豊岩豊巻字下川原161番地7（豊岩取水場内）	平成25年 3月15日	電気工事A級 （基本的要件については、別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「電気工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から電気工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成24年11月16日(金)から同月27日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成24年11月28日(水)から同月29日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）  
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年11月28日(水)午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地  
秋田市上下水道局 豊岩浄水場 1階会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年12月3日(月)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年11月27日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成24年11月16日(金)から同月27日(火)までの土

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成24年11月16日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入札参加要件
委託 第89号	PAC貯蔵タンク清掃業務委託	仁井田浄水場 (秋田市仁井田字新中島221番地2)	契約日から平成25年3月15日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項に基づく、秋田県又は秋田市の許可（業の種類：廃酸）を有していること。 ② 工業用薬品タンクの清掃実績を有していること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年12月4日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館2階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
- (4) 契約予定日 平成24年12月6日(休)
- (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成24年11月27日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

- ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
    - (ア) 入札参加申込書（様式1）
    - (イ) 実績調書（様式2）
    - (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し
  - イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
    - (ア) 入札参加申込書（様式1）
    - (イ) 実績調書（様式2）
    - (ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項に規定する収集運搬業の許可証の写し
    - (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。）個人にあっては営業の事実を証する書類
    - (オ) 納税証明書
      - a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
      - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税
      - c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行って固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

- (2) 申込書等の提出  
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成24年11月16日(金)から同月27日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
  - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。  
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年11月16日(金)から同年12月3日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成24年11月30日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修 繕 場 所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第32号 豊岩浄水場薬品タンク室 コンプレッサー修繕	秋田市豊岩豊巻字上野164番 地	平成25年 2月8日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年12月5日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成24年12月10日(月)
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年11月26日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年12月4日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年11月26日(月)から同年12月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年11月26日(月)から同年12月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年12月5日(水)から同月6日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に

確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）  
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局のホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第33号 No.2 余剰汚泥供給ポンプ修繕	秋田市八橋本町六丁目12番15号	平成25年 3月28日	機械器具設置工事A級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成24年12月5日(水) 午前10時20分

- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約予定日 平成24年12月10日(月)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 提出された申請書は、返却しない。

- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成24年11月26日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成24年12月4日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成24年11月26日(月)から同年12月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成24年11月26日(月)から同年12月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成24年12月5日(水)から同月6日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格

者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成24年11月30日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

賦課対象区域

牛島南一丁目、手形字山崎、手形新栄町および手形字西谷地（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの）

日本赤十字社秋田県支部秋田市地区公示

日本赤十字社秋田県支部秋田市地区公示第1号

日本赤十字社秋田県支部評議員推薦委員候補者を次のとおり決定したので、評議員推薦委員選出規則（昭和28年9月10日本達甲第4号）第3条の規定に基づき公示する。

平成24年11月21日

日本赤十字社秋田県支部秋田市地区長 穂 積 志

1 日本赤十字社秋田県支部評議員推薦委員候補者

- 熊谷 宗雄
- 佐藤 昭二
- 細谷 敏夫
- 高貝 正之
- 藤澤 浩
- 野口 良孝
- 嵯峨久一郎
- 梅邑 供治
- 奥村 紀男
- 高橋 キン

2 連絡先

日本赤十字社秋田県支部秋田市地区事務局  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉事務所福祉総務課地域福祉推進室  
電話番号 018 (866) 2090

